

令和 6 年度人口減少対策緊急広報業務 委託仕様書（案）

1 業務名

令和 6 年度人口減少対策緊急広報業務

2 業務の目的等

（1）目的

本年 6 月に発表された令和 5 年の本県の合計特殊出生率は 1.34 と過去最低を更新する深刻な状況となっている。

年内にはオール信州で人口問題に対処するための県民会議の立ち上げと戦略の取りまとめを行うことを予定しているが、県ではこれまでも出生数の急激な減少を抑えるため、子育て家庭の経済的負担を軽減する「子育て家庭応援プラン」をはじめ市町村と一体となって人口減少の緩和策を強化してきた。

本業務は、戦略の取りまとめを待たずに、子育て支援策及び結婚や子どもを持つことのポジティブなイメージを緊急的に発信することで、結婚や子どもを持つことに対する機運の醸成につなげることを目的とする。

（2）委託期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

（3）ターゲット

県内の若年層（主に 20 代から 30 代前半までを想定しているが、年齢にかかわらず今後結婚・妊娠・出産を検討している層をターゲットとする）

（4）目標

ターゲットの「結婚」や「子どもを持つこと」に対する前向きな意識変化

3 業務内容

（1）子育て支援策の発信

子どもを持つことに対する不安感の軽減につながるよう子育て支援策を発信すること。

ア WEB サイト（ランディングページ）の制作

- ・別紙「WEB サイトに掲載する支援策について」の構成情報に基づき作成すること。
- ・不安感の軽減につながるようなデザインにすること。
- ・検索エンジンでの検索結果において、本サイトが上位に表示されるための対策がとられていること。
- ・PC、タブレット及びスマートフォン等の携帯端末で問題なく閲覧できること。
- ・アクセシビリティやユニバーサルデザインに配慮したデザインであること。

イ 広告出稿

- ・上記アの WEB サイトをランディングページとした WEB 広告（バナー広告）を出稿すること。

- ・ターゲットに効果的に届く媒体を選定すること。
- ・バナー広告は1～2種類程度とし、訴求力のあるデザインとすること。
- ・バナー広告の目標クリック数は協議により決定する。

ウ スケジュール（予定）

WEB サイトの公開及び広告出稿開始 10月15日（火）

- ・WEB サイトの公開前に複数回、県の校正が行えるよう余裕を持った制作スケジュールとすること。
- ・広告期間は2週間程度を想定していること。

（2）結婚や子どもを持つことのポジティブなイメージの発信

「結婚っていいな」「家族っていいな」「子どもがいるっていいな」と思ってもらえるように結婚や子どもを持つことのポジティブなイメージを発信すること。

ア 動画コンテンツの企画・制作

- ・数十秒から数分程度の動画コンテンツ（ショートムービー、1種類）を想定していること。ただし、より効果的であると認める場合はそれによらない提案も可能であること。
- ・結婚や子どもを持つことに対する前向きな意識変化が起こるコンテンツであること。
- ・YouTube や SNS での配信を想定して制作すること。

イ 広告出稿

- ・上記アで制作したコンテンツをターゲットに効果的に訴求できる広報媒体で発信すること。なお、WEB 広告は必須とし、テレビCMは想定していない。
- ・動画の目標再生回数は協議により決定する。

ウ スケジュール（想定）

動画の公開及び広告出稿開始 11月1日（金）

- ・動画の公開前に複数回、県の校正が行えるよう余裕を持った制作スケジュールとすること。
- ・広告出稿は1か月程度を想定していること。

（3）広報実施による効果検証

本業務による効果を適切な方法で把握し、検証を行うこと。また分析結果については委託者にフィードバックするとともに業務完了報告書に記載すること。

4 留意事項

- （1）結婚や子どもを持つことはライフスタイルの選択肢の一つであり、さまざまな考え方があることを理解し、価値観の押し付けにならないような企画とすること。
- （2）本県は「長野県パートナーシップ届出制度」に取り組んでいる。さまざまな幸せの形があることにも留意した企画とすること。

(3) WEB 広告では、以下の内容を実施すること。

- WEB へ掲載する情報は、障がい者の方などでも等しく情報を取得できるように、ウェブアクセシビリティへ配慮すること。(具体的な配慮内容は契約後、別途伝えるが、基本的には、アクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービス第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベル AA への準拠が必要。)
- WEB 広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、概ね2週間ごとに委託者に報告の上、より効果的な方法へ改善すること。
- 広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」についての対策を講じるよう努めること。
- 広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

(不適切なサイト等の例)

- 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- 人権その他他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- 政治性または宗教性のあるもの。
- 特定の主義主張を目的とするもの。
- 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないとみとめられるもの。

(4) 権利関係

- 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと
- 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県の YouTube アカウントなど、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。

(5) 個人情報の取得・保護・管理等

- 受託者は本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (6) 当該業務を再委託する場合は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」(平成 30 年 2 月厚生労働省改定)を遵守すること。
- (7) 業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。